

キャンパス・ハラスメント調査委員会細則

(目的)

第1条 本細則は、学校法人昭和女子大学が定めるキャンパス・ハラスメント防止委員会規程（以下「規程」という。）第11条に基づき、キャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）の役割等について定める。

(調査委員会の設置)

第2条 キャンパス・ハラスメント被害を受けた旨の申し立てがあり（以下申し立てた者を「申立人」という。）、相手方（以下「被申立人」という。）に処罰を伴う強制的な措置を求めたとき、又はキャンパス・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）が必要と認めたときは、調査委員会を設置する。

(調査委員会の構成)

第3条 調査委員会は、防止委員会のメンバーにより構成されるものとし、その選任に当たっては当該申し立て内容を鑑み、防止委員会が都度決定する。ただし、当該申立人及び被申立人の所属部署の委員は、含まないものとする。

2 防止委員会委員長は、必要に応じて、外部の有識者を調査委員として任命することができる。

3 調査委員会の委員長は、原則として防止委員会委員の中から防止委員会委員長が任命する。

(調査委員会の役割)

第4条 調査委員会の役割は、次の通りとする。

(1) 申立人、被申立人及び関係者からの事情聴取

(2) 当該申し立ての事実関係の究明

(3) 調査の経緯と結果の記録

(4) 問題解決案及び措置案を含む調査報告書の作成、防止委員会への報告

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、防止委員会の議を経るものとする。

附 則

この細則は、平成23年10月1日から施行する。